

蠟人形は答ええず

ハリウッドで、マダム・タッソー蠟人形館を訪ねた。

親でできたハリウッドスターたちと記念写真を撮りながら、ついつい「彼ら」とよんでしまうほど

本物そっくりな人形をめぐって、どういう権利が発生するのだろうか、ふと疑問に思った。

肖像権は？ 著作権は？ そこから、博物館の展示品の真正性、作品制作の今後へと思索は進む。

マダム・タッソー蠟人形館

昨年の夏に家族旅行でロスアンゼルスに赴いた。

親としては子どもたちにも全米日系人博物館で学び、ブランドキャニオンに感動してもらいたいが、子どもたちのお目当てはやはり本場のデイズニールランド。親と子がそれぞれの思惑をもちながらあちこち訪れたなかで、双方ともに楽しめたのがハリウッドにある蠟人形館だった。

マダム・タッソーというおばあちゃんが作り始めたという有名な蠟人形を展示しているこの施設、最初ロンドンに作られ、後に分館が世界各地に作られた。ハリウッドにある分館での楽しみは、なんとと言ってもハリウッドスターをはじめとする有名人(の蠟人形)と一緒に写真に写ることである。筆者もむかしから大好きだった『明日に向かって撃て』のブッチ(ポール・ニューマン)とサンダンス・キッド(ロバート・レッドフォード)とともに記念写真におさまった。

蠟人形は、著作物？ コピー？

ここでふと考えた。一緒に写真に写っているのは蠟人形である。ということは、わたしが、彼ら(もしくはそれら)と一緒に撮った写真には、二人の肖像権は発生しないと考えてよいのだろうか。また、蠟人形はマダム・タッソーとその後継者が制作したものである。ではそれらの人形に著作権が発生するのだろうか。著作物とはオリジナルなものでなければいけない。でも、蠟人形とは実在する人間にそっくりなものにすぎない。あらたなアイデアが形になったものではない。この蠟人形とは一体、何者、いや何物なのだろう。著作物なのか、それともコピーなのか。これは博物館や美術館に展示している複製品に、どのような権利が発生するかという問題とも少なからず関係している。複製品には基本的に著作権は生じない。複製品の制作者はオリジナルの著作物ではないので、著作権を主張できない。見る者にとって展示されているものが複製品であるかどうかを知っておくことは案外重要である。あたりまえのことであるが、蠟人形は複製品であるということがちゃんとわかっているからこそ、お客さんが「気味が悪いほど本物に似すぎている」と声を上げたりして楽しめる。だが、一般的には博物館や美術館で、複製品やそれに類似するものをそれと表示せずに展示した場合には、来館者はおそらくそれらがオリジナルであると誤解するだろう。これは、来館者に対する最大の不義理だと筆者は考えている。

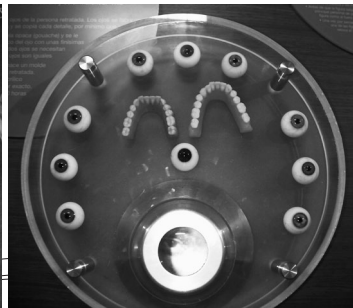
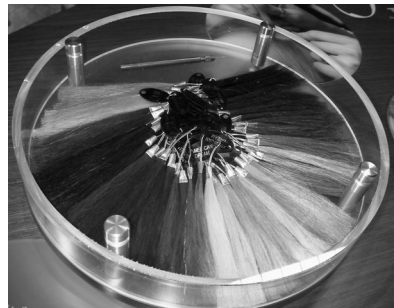
ナルの著作物ではないので、著作権を主張できない。見る者にとって展示されているものが複製品であるかどうかを知っておくことは案外重要である。あたりまえのことであるが、蠟人形は複製品であるということがちゃんとわかっているからこそ、お客さんが「気味が悪いほど本物に似すぎている」と声を上げたりして楽しめる。だが、一般的には博物館や美術館で、複製品やそれに類似するものをそれと表示せずに展示した場合には、来館者はおそらくそれらがオリジナルであると誤解するだろう。これは、来館者に対する最大の不義理だと筆者は考えている。

コピーが無限に作られるデジタル時代

筆者はそもそも現在の知的財産権のありかたに懐疑的なところがある。数年前に民博でおこなった研究会でこんな提案をした。「各博物館がウェブページで収蔵品や展示品を積極的に公開する。そして、来館者が自らの博物館、美術館観覧の履歴を公開できるようなマイページのしかけをインターネット上に作る。それを使って自分と他人の観覧履歴を相互閲覧しながら、どんな博物館や美術館に行つて、どんな展示物を観覧して感動したかという情報を交換すれば、博物館や美術館のユーザーの世界が広がるのではないか」というものだった。すると、ある美術館関係者から「民博ともある博物館が、著作権をまったく理解していないこんなプレゼンをするなんて信じられない。我々がどれだけ作品の管理団体を相手に大変な交渉をしているかわかっていない」と厳しい指摘を受けることになった。さらに「サムネイル程度なら許されるでしょう。コピーしても売り物にならない程度の解像度になっていけばよいのでは」という発言も飛び出した。筆者にしてみれば、ウェブページに掲載されるのが、サムネイルであろうと詳細画像であろうと、著作者が気分を害すれば、その権利は侵害されたことになるように思えてならない。サムネイルならよいというのは、作品とは経済的に利用すべき財であるという発想を前提にしているのではなからうか。「お金」になる作品を多く抱えている博物館や美術館と諸民族の日常生活品を中心に展示している民博との立ち位置の違いもあると思うのだが。

作品そのものに対価を払うという時代はいつまで続くのだろう。YouTube に代表される無料動画投稿サイトなどで、作品やそのイメージのコピーが無限に作られる現代、この方式では人びとの制作意欲は干上がってしまうかもしれない。だとすれば、作品が生み出されていくその過程にお金がつぎ込まれるようにすれば、作り手も尊重されるのではなからうか。こんなことを、スピルバーグ監督にたずねてみたら何と答えてくれるのだろうか。もともと蠟人形に話しかけたところで何も答えてはくれないのだが。

(注) 肖像権にはプライバシーを保護する権利と、ある人が写真等を勝手に使用されない権利とがある



毛髪や眼、歯列は個人の身体的特徴を示す重要な部分。かつて自然人類学の教育において、人種の講義などに同様なものが教材に使用されていた



マダム・タッソーの蠟人形



スピルバーグ監督の蠟人形。何か言いたげだと思ふのは、見る側の気持ちを反映するの



民博の展示場にもいくつか複製品が展示されている



あこがれの映画スターと写真におさまる筆者。当たり前のことだが「彼ら」は年をとらない。撮影は筆者家族

<p16-17掲載の蠟人形について> 制作・所蔵 マダム・タッソー蠟人形館。同館はアトラクションの作品を撤去、または変更する権利を有する